

1

届出の必要な土地取引

次の条件を満たす土地売買等の契約を締結した場合には
国土利用計画法に基づき届出が必要です。

取引の形態

- 売買
- 交換
- 営業譲渡（事業譲渡）
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 現物出資
- 共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 信託受益権の譲渡
- 地位譲渡
- 第三者のためにする契約

（※これらの取引の予約である場合も含まれます。）

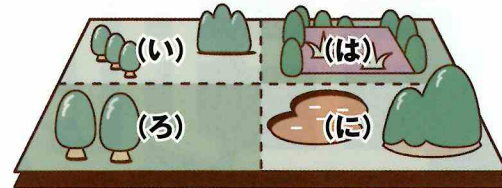
取引の規模（面積要件）

- ① 市街化区域 2,000㎡以上
- ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が一定面積以上となる場合には届出が必要です。

【買いの一団】



売る人	(土地)	買う人
甲さん	(い)	Aさん
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	

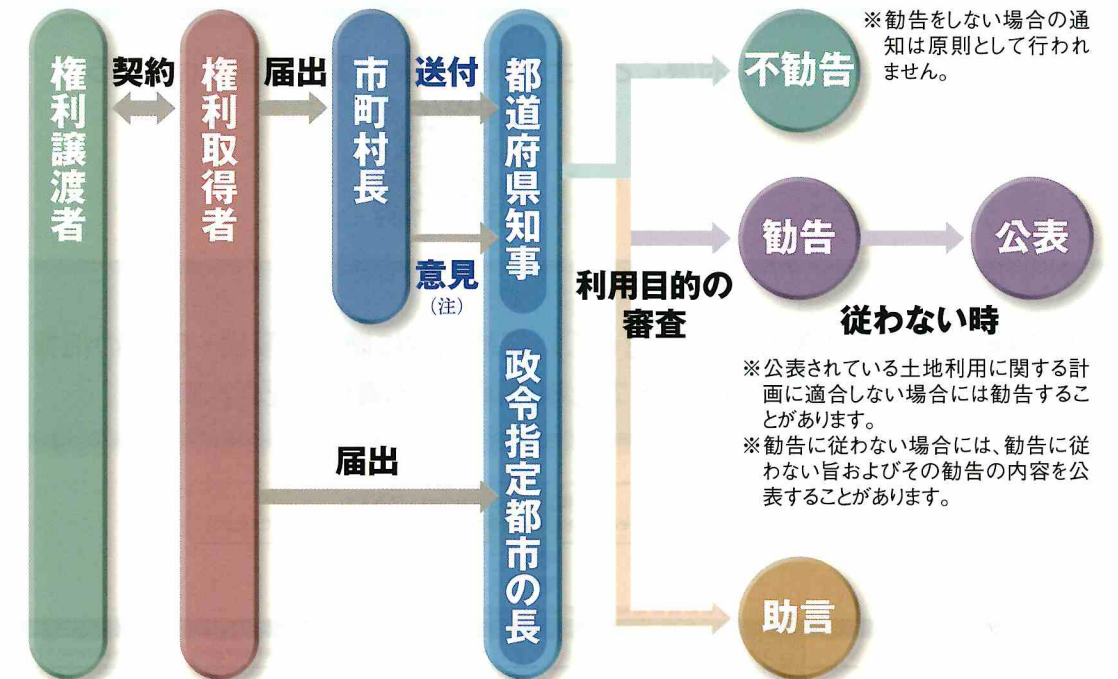
(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積

(い+ろ+は+に)の面積が一定面積（面積要件）以上の場合は届出が必要

2

手続きの流れ

（注視区域・監視区域以外の土地）



※届出事務の処理について、都道府県からその権限を譲り受けている市区町村の区域内における土地取引については、その市区町村長あてに届出。

※適正かつ合理的な土地利用を図るために助言をすることがあります。

（注）市町村長は、届出の内容について意見があるときに、都道府県知事に意見を付して届出を送付。

- 土地取引の契約をしたときは、権利取得者は、知事（政令指定都市の場合は市長）あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市・区役所、町村役場へ届け出て下さい。【事後届出制】
- 届出を受けた知事（市長）は、利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合、3週間以内（審査期間の延長通知があった場合には、6週間以内）に、利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることがあります（土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために、必要な助言をすることがあります。勧告をしない場合の通知は原則として行われません。）

POINT

届出の手続

- **届出者** 土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）※
- **届出期限** 契約締結日を含めて2週間以内※
※事前届出制の場合は異なります。詳しくは34をご覧ください。
- **届出窓口** 土地の所在する市区町村の国土利用計画法担当課
- **主な届出事項**（詳しくは記載例を参照して下さい。）
 - (1) 契約当事者の氏名・住所・国籍等
 - (2) 契約締結年月日
 - (3) 土地の所在および面積
 - (4) 土地に関する権利の種別および内容
 - (5) 取得した土地の利用目的
 - (6) 土地に関する対価の額
- **提出する書類**
 - (1) 届出書
 - (2) 土地取引に係る契約書の写しまたはこれに代わるその他の書類
 - (3) 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
 - (4) 土地の形状を明らかにした図面
 - (5) その他（必要に応じて委任状、地形図等）

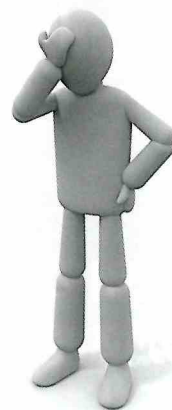
※詳しくは市町村の窓口を確認してください。

届出をしないと法律で罰せられます。

土地取引の契約（予約を含みます。）をした日を含めて2週間以内に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヵ月以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処せられます。

また、注視区域・監視区域（事前届出制）において、届出をせずに契約（予約を含みます。）をしたり、虚偽の届出をした場合、同様に罰せられます。

拘禁刑6ヶ月



罰金100万円



3

注視区域・監視区域とは

次の区域に指定されると、その区域内の土地取引については契約（予約を含みます。）締結前に届出が必要となります。この場合には、土地の利用目的に加えて、予定される取引価格が著しく適正を欠く場合には、取引の中止または変更を勧告することがあります。【事前届出制】

注視区域

注視区域とは、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、または上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域として、都道府県知事または政令指定都市の長が指定した区域をいいます。

●事前に届出が必要となる土地取引の規模は、事後届出制と同じです。（[1](#)参照）

監視区域

監視区域とは、地価の急激な上昇またはそのおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域として、都道府県知事または政令指定都市の長が指定した区域をいいます。

●事前に届出が必要となる土地取引の規模は、都道府県知事または政令指定都市の長が規則で定める面積以上となります。

※現在指定されている監視区域については、ホームページで閲覧ができます。

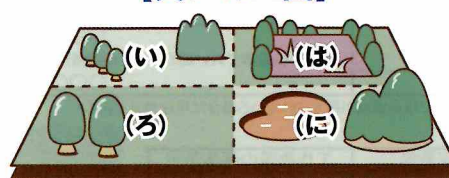
監視区域の指定状況（令和7年4月1日現在）

都道府県名 （市町村数）	市町村名	届出対象面積 （下記の面積以上）	指定期間
東京都 （1村）	小笠原村 （都市計画区域のみ）	500㎡	令和7年1月5日～ 令和12年1月4日まで
1都（1村）			

一団の土地取引（事前届出制の場合）

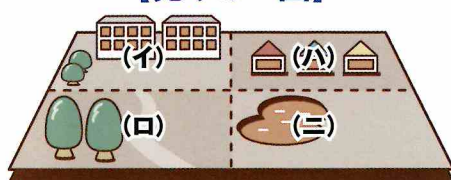
事前届出制の場合、買いの一団に加えて、個々の面積は小さくても権利譲渡予定者（売買の場合であれば売主）が権利を譲渡する土地の合計が一定面積以上となる場合にも届出が必要です。

【買いの一団】



売る人 (土地) 買う人
 甲さん (い) Aさん
 乙さん (ろ) Aさん
 丙さん (は) Aさん
 丁さん (に) Aさん
 (い+ろ+は+に) ≥ 一定面積

【売りの一団】



売る人 (土地) 買う人
 甲さん (イ) Aさん
 (ロ) Bさん
 (ハ) Cさん
 (ニ) Dさん
 (イ+ロ+ハ+ニ) ≥ 一定面積

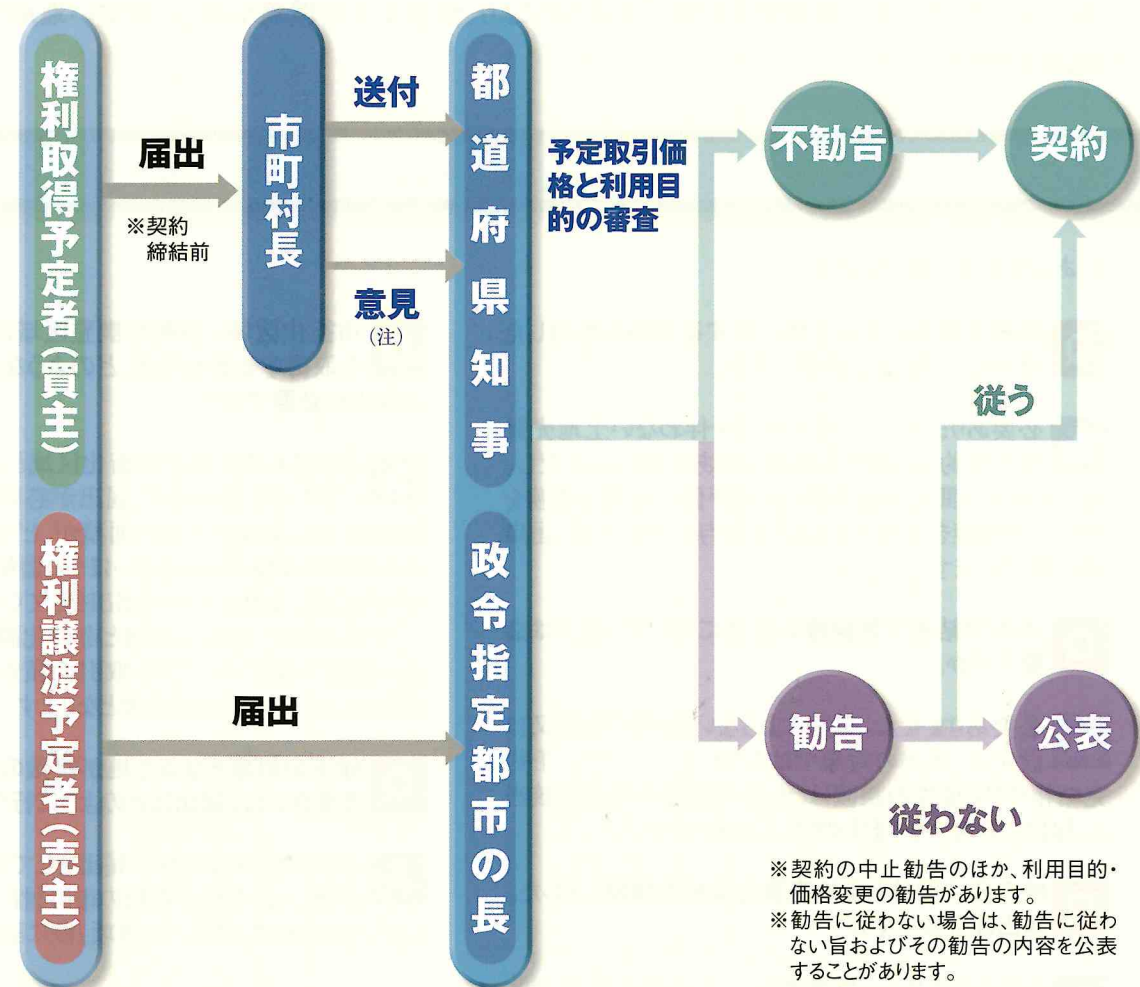
(い+ろ+は+に)、(イ+ロ+ハ+ニ)の面積が一定面積（面積要件）以上の場合は届出が必要

4

注視区域・監視区域における手続きの流れ（事前届出制）

●注視区域・監視区域内において、土地取引の契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的等を記入した知事（政令指定都市の場合は市長）あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結ぶ前に土地の所在する市・区役所、町村役場へ届け出て下さい。

●届出を受けた知事（市長）は、予定取引価格と利用目的について審査を行い、(1) 価格が著しく適正を欠く場合、(2) 利用目的が土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合、(3) 監視区域において、一年以内の土地転売で投機的取引と認められる場合などには取引の中止または変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出から6週間以内に勧告をしない旨の文書による通知（不勧告通知）をします。取引の当事者は、この通知を受け取れば契約ができることになります。



（注）市町村長は、届出の内容について意見があるときに、都道府県知事に意見を付して届出を送付。

※契約の中止勧告のほか、利用目的・価格変更の勧告があります。
※勧告に従わない場合は、勧告に従わない旨およびその勧告の内容を公表することがあります。

国土利用計画法のねらい

土地は、貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠な基盤です。一人の人が土地を利用すれば、地域の人々の生活や周辺の自然環境にも影響を及ぼすので、自分勝手な土地利用は、周りの人々や将来の人々にまで迷惑をかけることになるかもしれません。

このため、土地は地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

国土利用計画法は、こうした考え方に基づいて、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、都道府県などにその利用目的などを届け出て、審査を受けることとしています。

これは、大規模な土地取引をした後には、例えば工場跡地に商業施設を建てたり、山林を開発して宅地を造成した際など、周辺地域に与える影響が大きいことがあるからです。都道府県などは、土地利用基本計画などの様々な土地利用に関する計画に照らして、届出をした方に対し、適正な土地利用を図るために必要な勧告や助言をすることができます。

このように、国土利用計画法の届出制度には、土地を利用する方々に対し、土地取引という早期の段階から計画に従った適正な土地利用をお願いすることにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進する役割があります。

よくある質問をご紹介します。

Q 相続や贈与により土地に関する権利を取得した場合には、届出は必要ですか。

A 必要ありません。対価の授受を伴わない土地売買等の契約は、届出の対象ではありません。ただし、負担と贈与の間に金銭債務（金銭評価の可能な債務を含む。）の承継を条件とするような贈与については、届出が必要となります。

Q 予約完結権や買戻権の行使において、届出は必要ですか。

A 必要ありません。契約によらない権利の移転又は設定は、届出の対象ではありません。ただし、予約完結権・買戻権等の譲渡は、土地売買等の契約に該当し、届出の対象となりますので、ご注意ください。

Q 地方公共団体と土地売買の契約を締結しました。届出は必要ですか。

A 必要ありません。当事者の一方が国や地方公共団体などの場合には、届出は必要ありません。

Q 市街化区域と市街化調整区域にまたがって土地を取得する場合には、どのような取引面積であれば届出が必要ですか。

A 取引される土地が市街化区域と市街化調整区域にまたがる場合など、届出が必要な面積がまたがる場合には、全体の土地の面積が、どちらかの区域にかかる要届出面積のうち小さいほうの面積を超える土地取引の時には、全体について届出をしてください。
今回の場合、市街化区域と市街化調整区域にまたがる一団の土地については、取引面積が2,000㎡以上の場合にはすべて届出が必要となります。

Q 届出の対象となる土地が複数の市町村にまたがる場合には、届出はどのように行うのですか。

A それぞれの市町村に届出をしてください。なお、届出書には、土地が複数の市町村にまたがっていることを「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

【事後届出の場合の届出書の記載例】

様式（法第23条関係）

土地売買等届出書

〇〇〇知事 殿

届出年月日 令和〇年〇月〇日
市町村名 港区
区 分 所・地・賃・信・他 単・団
受付日・受理番号 年 月 日 第 号
処理日・処理番号 年 月 日 第 号

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地売買等の契約を締結したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約内容に関する事項

契約年月日	令和〇年〇月〇日	契約の種類	☒ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 信託受益権 ☐ その他[]	の ☒ 移転 (☐ 設定)
届出人である権利取得者(譲受人)			契約の相手方(譲渡人)	
氏名(法人名)※1	共有者 外 0 名	国籍等※2	氏名(法人名)※1	共有者 外 0 名
〇〇〇株式会社		日本	〇〇 〇〇	
(法人の場合の代表者名) 代表取締役 〇〇 〇〇			(法人の場合の代表者名)	
区 分 ☐ 個人 ☒ 法人			区 分 ☐ 個人 ☐ 法人	
譲受人住所※4		☐ 永住者又は特別永住者 ※3	譲渡人住所※4	
〒 100-0000		業 種	〒 103-0000	
東京都千代田区〇〇〇1-1		☒ 不動産業	東京都中央区〇〇〇2-2	
電話番号 090-0000-0000		☐ 建設業		
担当部署、担当者名等(法人、代理又は仲介の場合のみ記載)		☐ 金融保険業		
〇〇〇課 〇〇 〇〇		☐ 製造業		
電話番号 080-0000-0000		☐ 商業		
メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇.〇〇.jp		☐ 運輸業		
		☐ その他		

※1 法人の場合は、法人名及び代表者名を記載
※2 法人の場合は、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載
※3 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合（個人に限る）
※4 住所が海外の場合は国内の連絡先を別紙で提出

2. 土地に関する事項

所在(市町村名、字及び地番等) 上段：登記簿、下段：住居表示	地目 上段：登記 下段：現況	契約面積 (㎡)	権利の移転等の態様 ※5	共有持分割合 ※6	対価の額 (円)	地代※7 (年額・円)
① 港区〇〇〇3番3	宅地	〇〇〇	所有権売買		〇〇〇	
港区〇〇〇4丁目5	宅地					
② 港区〇〇〇6番6	宅地	〇〇〇	所有権売買		〇〇〇	
港区〇〇〇7丁目8	宅地					
③						
④						
⑤						
合計 2 筆 (上記を含む届出に係る土地の総筆数)		合 計 〇〇〇			合 計 〇〇〇	合 計

注) 一筆の土地ごとに記載する。全ての筆を記載できない場合は、別途、上記項目について提出すること
注) 契約書の内容から一筆ごとに各項目を記載できない場合は、現況地目ごと等の単位でまとめて記載(その場合でも、全ての筆について地番等の所在を記載)
注) 面積、対価の額等を一筆ごと等に記載できない場合は、届出に係るものの合計のみを記載

※5 売買、売買予約、譲渡担保、交換、代物弁済等を記載
※6 共有の場合のみ、届出に係るものを記載
※7 地上権又は賃借権の場合のみ記載

3. 土地の利用目的等に関する事項

単団の区分	区域区分等※8	利用目的(用途、工作物の規模等、当該土地の利用計画を可能な限り詳細に記載)
☐ 単独の届出	☒ 市街化区域	低層共同住宅〇棟(販売) 延床面積〇〇〇㎡
☒ 一団の土地(新規)	☐ 非線引きの都市計画区域	予定戸数〇戸 (1戸平均〇㎡)
☐ 一団の土地(継続)	用途地域 ()	[付帯施設]幼稚園、分譲商店、児童公園
→ 前回の届出年月日 年 月 日	☐ 市街化調整区域	
	☐ 都市計画区域外	
現在の土地利用の状況		一体的利用を図る一団の土地の総面積 〇〇〇 ㎡ (うち、今後追加で買い進める予定の面積) 〇〇〇 ㎡
利用現況の変更 ☐ 有 ☐ 無		(備考)新たな土地利用に必要な個別法の手続状況等 ☒ 都市計画法 ☐ 農地法 ☐ 森林法 ☐ その他 () (手続状況等)

※8 市街化区域及び非線引きの都市計画区域で用途地域が指定されている場合は用途地域を記載

4. 土地に存する工作物等に関する事項

有無	種類・概要・規模・使用年数等	工作物等の解体予定
☒ 有	工場 鉄筋〇階 築〇年 〇〇〇㎡	☒ 予定あり ☐ 予定なし
☐ 無		費用負担者 (譲受人)
土地の権利と併せた工作物等の権利移転の有無		工作物等の対価の額(概込み)
☒ 所有権 ☐ 賃借権 ☐ 信託受益権		〇〇〇 円
☐ 権利移転なし ☐ その他 ()		

5. その他参考となるべき事項